

◎新潟県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月23日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三和新井線
- 3 道路の区域

| 区 間                  | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員    | 延 長       |
|----------------------|------|--------------|-----------|
| 上越市清里区荒牧字五反田1146番1から | 新    | 8.0～14.2メートル | 269.3メートル |
| 同市清里区荒牧字上前田886番1まで   | 旧    | 7.5～14.2メートル | 266.7メートル |

備考 路線の重用

一部区間県道青柳高田線と重用